

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業施行細則

(目 的)

第1条 この細則は、「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業規約（以下「規約」という。）第23条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(従事者の範囲)

第2条 規約第2条に規定する民間社会福祉事業従事者とは法令に基づいて設置された次の各号に掲げる施設及び社会福祉事業を行う団体をいう。

- (1) 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、助産施設、重症心身障害児施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設）
- (2) 生活保護施設（救護施設、更生施設）
- (3) 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター・デイサービスセンター・在宅介護支援センター、老人短期入所施設、ケアハウス、認知症老人グループホーム）
- (4) 身体障害者福祉施設（肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場、補装具製作施設、点字図書館、盲人ホーム）
- (5) 知的障害者施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設）
- (6) 精神障害者社会復帰施設（精神障害者援護寮、精神障害者通所授産施設、精神障害者地域生活支援センター）
- (7) 老人保健施設（老人保健施設……但し社会福祉法人格を有する施設）
- (8) その他の社会福祉施設（婦人保護施設、隣保事業施設、宿泊施設）
- (9) 社会福祉協議会等社会福祉団体（県・市町村社会福祉協議会、県・市町村老人クラブ連合会、県民生児童委員協議会、和歌山県老人福祉施設協議会）
- (10) その他（有料老人ホーム、老人訪問看護ステーション……但し社会福祉法人が運営する施設）

(加入資格)

第3条 共済契約者が加入を承認したものであること。

- 2 この共済に加入しようとする者は勤務時間が週のうち27時間以上で給与月額が67,000円以上の者であること。

(加入の手続き)

第4条 この共済に加入しようとする者があるときは、共済契約者は別記様式

第1号民間共済加入通知書により社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長に通知するものとする。

2 民間社会福祉施設及び団体（以下「社会福祉施設等」という。）の新規加入についても前項の手続きを行うものとする。

第5条 この共済の加入の時期は前条の手続きにより県社協会長が加入を確認した月とする。

2 社会福祉施設等の新規加入については、運営委員会の議を経て県社協が加入通知書を受け付けた月以降の県社協会長が必要と認めた月とする。ただし、既に参加している共済契約者による施設の新規加入については、運営委員会の議決を必要としない。

3 加入の可否については別記様式第2号民間共済加入確認書により当該社会福祉施設等の長あてに通知する。

（掛金の額及び負担割合）

第6条 規約第8条に規定する掛金及び負担金月額、別表（一）の標準給与月額1000分の50とし、掛金は、標準給与月額1000分の20、負担金は、標準給与月額1000分の30とする。

但し、標準給与月額360,000円を超える場合は、360,000円を限度とする。

2 前項の掛金額は退職共済事業の財政健全化を図るため運営委員会の議を経て理事会・評議員会の承認を得、変更することができる。

（補助金）

第7条 県社協は規約第3条に定める事業を行うために和歌山県及び当該施設の所在する各市町村の補助金を受けることができるものとする。

（掛金の納付）

第8条 社会福祉施設等の長は掛金を毎月とりまとめ、負担金と合わせて当該月の末日までに指定金融機関の口座宛振込むものとする。

2 加入者休職中の期間は前項の掛金及び負担金は、これを納入しないことができる。

3 社会福祉施設等の長は掛金を納入しないときは、別記様式第8号による中断届を県社協会長に提出しなければならない。

4 社会福祉施設等の長は加入者の復職により掛金の納入を復活するときは、別記様式第9号による復活届を県社協会長に提出しなければならない。

（給付率）

第9条 規約第20条による退職給付金の給付率は、加入者としての期間に応じ別表（二）のとおりとする。

但し、第8条に掲げる掛金を納入しない期間は、前項の加入者としての期間から除くものとする。

(給付の請求)

第10条 加入者が規約第20条の規定により給付を受けようとするときは、別記様式第3号被共済職員退職届・退職手当金請求書により当該社会福祉施設等の長がこれを確認し、その証明書を附し請求書を共済契約者に提出するものとする。

- 2 給付の請求は加入者が所属した社会福祉施設等の長を経て法人理事長等経営者が行うものとする。
- 3 加入者が死亡した場合の退職給付を受ける者の順位は、加入者が死亡前に指名をした場合の外（一）配偶者、（二）子（年長順）、（三）父母、（四）孫（年長順）、（五）祖父母、（六）兄弟姉妹、（七）葬祭を行う者とする。

第11条 給付の請求は給付事由の発生したときから5年以内にこれを行わないときは請求権を失う。

(加入者の継続異動)

第12条 加入者はこの共済に加入している県内の他の社会福祉施設等へ1日も空けることなく異動した場合、この共済を継続することができる。

- 2 前項の継続異動する者は、別記様式第10号による加入施設・団体間継続異動届を社会福祉施設等の長を通して、県社協会長に提出しなければならない。
- 3 加入者の異動が月の途中の場合、その月の掛金は異動後の共済契約者が納入する。

附 則

- 1 この細則は、昭和62年9月1日から施行する。
- 2 平成 3年 6月 1日一部改正
- 3 平成 4年 4月 1日一部改正
- 4 平成 6年 4月 1日一部改正
- 5 平成 8年 4月 1日一部改正
- 6 平成11年 4月 1日一部改正
- 7 平成11年 9月 1日一部改正
- 8 平成12年 4月 1日一部改正
- 9 平成13年 8月 1日一部改正

- 1 0 平成 2 0 年 1 月 1 日全面改正
- 1 1 平成 2 6 年 5 月 1 2 日一部改正
- 1 2 平成 2 8 年 4 月 1 日一部改正
- 1 3 平成 2 8 年 9 月 2 6 日一部改正
- 1 4 令和 5 年 3 月 1 0 日一部改正

別表（一）

事業主負担 標準給与月額および掛金額表
本人負担

（単位：円）

標準 給与月額	給与月額	事業主 負担金	本人 負担金	合計額
67,000	67,000～67,499	2,010	1,340	3,350
69,000	67,500～69,999	2,070	1,380	3,450
72,000	70,000～73,999	2,160	1,440	3,600
76,000	74,000～77,999	2,280	1,520	3,800
80,000	78,000～81,999	2,400	1,600	4,000
84,000	82,000～85,999	2,520	1,680	4,200
88,000	86,000～89,999	2,640	1,760	4,400
92,000	90,000～93,999	2,760	1,840	4,600
96,000	94,000～97,999	2,880	1,920	4,800
100,000	98,000～102,999	3,000	2,000	5,000
105,000	103,000～107,999	3,150	2,100	5,250
110,000	108,000～114,999	3,300	2,200	5,500
120,000	115,000～124,999	3,600	2,400	6,000
130,000	125,000～134,999	3,900	2,600	6,500
140,000	135,000～144,999	4,200	2,800	7,000
150,000	145,000～154,999	4,500	3,000	7,500
160,000	155,000～164,999	4,800	3,200	8,000
170,000	165,000～174,999	5,100	3,400	8,500
180,000	175,000～184,999	5,400	3,600	9,000
190,000	185,000～194,999	5,700	3,800	9,500
200,000	195,000～204,999	6,000	4,000	10,000
210,000	205,000～214,999	6,300	4,200	10,500
220,000	215,000～224,999	6,600	4,400	11,000
230,000	225,000～234,999	6,900	4,600	11,500
240,000	235,000～244,999	7,200	4,800	12,000
250,000	245,000～254,999	7,500	5,000	12,500
260,000	255,000～264,999	7,800	5,200	13,000
270,000	265,000～274,999	8,100	5,400	13,500
280,000	275,000～284,999	8,400	5,600	14,000
290,000	285,000～294,999	8,700	5,800	14,500
300,000	295,000～304,999	9,000	6,000	15,000
310,000	305,000～314,999	9,300	6,200	15,500
320,000	315,000～324,999	9,600	6,400	16,000
330,000	325,000～334,999	9,900	6,600	16,500
340,000	335,000～344,999	10,200	6,800	17,000
350,000	345,000～354,999	10,500	7,000	17,500
360,000	355,000円以上	10,800	7,200	18,000

※1 事業主負担は 30/1000 本人負担は 20/1000

※2 標準給与月額31万円以上は、平成28年7月分の掛金から適用する。

別表（二）

退職給付率表

加入者期間		給付率
	1年未満	本人の掛金総額
1年以上	2 "	0.5ヶ月
2 "	3 "	0.9
3 "	4 "	1.5
4 "	5 "	2.0
5 "	6 "	2.5
6 "	7 "	3.0
7 "	8 "	4.0
8 "	9 "	4.5
9 "	10 "	5.0
10 "	11 "	5.5
11 "	12 "	6.0
12 "	13 "	6.5
13 "	14 "	7.0
14 "	15 "	7.5
15 "	16 "	8.0
16 "	17 "	8.5
17 "	18 "	9.0
18 "	19 "	9.5
19 "	20 "	10.0
20 "	21 "	11.0
21 "	22 "	12.0
22 "	23 "	13.0
23 "	24 "	14.0
24 "	25 "	15.0
25 "	26 "	16.0
26 "	27 "	17.0
27 "	28 "	18.0
28 "	29 "	19.0
29 "	30 "	20.0
30 "	31 "	21.0
31 "	32 "	21.5
32 "	33 "	22.0
33 "	34 "	22.5
34 "	35 "	23.0
35 "	36 "	23.5
36 "	37 "	24.0
37 "	38 "	24.5
38 "	39 "	25.0
39 "	40 "	25.5
40年以上1年ごとに0.5ヶ月加算		

※ 平成28年4月1日から適用する。